

森林を伐採するときには

届出や許可を受ける

必要があります

県農林事務所のご連絡先

	TEL
岐阜農林事務所	(058)264-1111
西濃農林事務所	(0584)73-1111
揖斐農林事務所	(0585)23-1111
中濃農林事務所	(0575)33-4011
郡上農林事務所	(0575)67-1111
可茂農林事務所	(0574)25-3111
東濃農林事務所	(0572)23-1111
恵那農林事務所	(0573)26-1111
下呂農林事務所	(0576)52-3111
飛騨農林事務所	(0577)33-1111

(編集・発行)

岐阜県林政部

林政課

届出や許可が必要な理由

無秩序な伐採により、森林の大切な働きが失われることのないようにするものです。また、森林資源を把握し、計画的な施業に役立て、健全で豊かな森林をつくります。

届出や許可を提出する人

森林所有者が自分で伐採するときには森林所有者が提出します。
伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採するときは買い受けた人が提出します。
森林所有者が使用人を雇用して伐採したり、請負によって伐採するときは、森林所有者が提出します。

届出や許可が必要な森林

森林法第5条に規定する地域森林計画対象森林のほか、保安林、森林施業計画対象森林について届出や許可が必要です。なお、これらの森林の所在場所については、最寄りの市町村又は、県農林事務所を確認できます。

自分の山の木なら自由に伐ってもいい。

そんな風に思っている森林所有者の方はいらっしゃいませんか？

たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは、届出や許可を受ける必要があります。

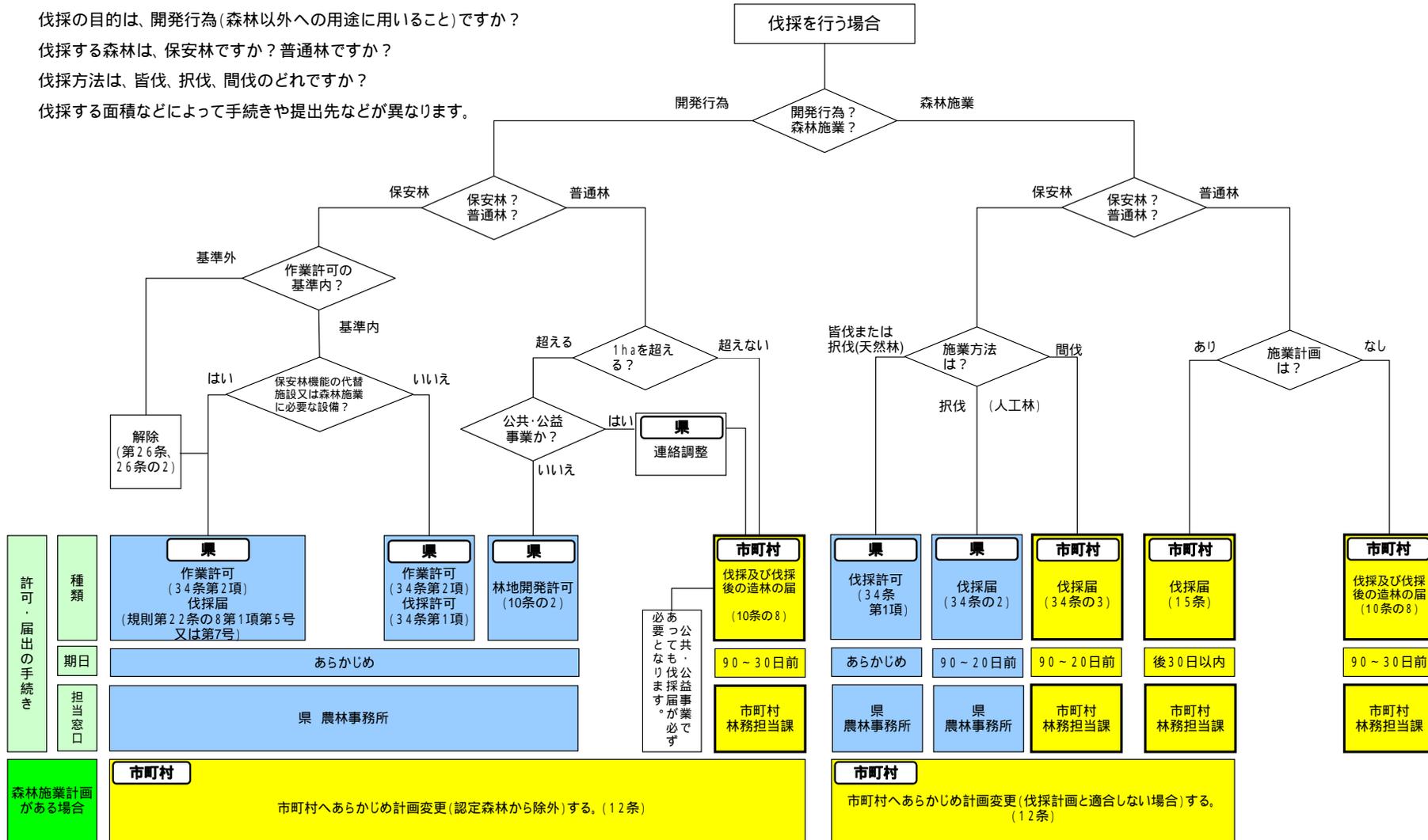
伐採する前に必ずご確認ください！

伐採の目的は、開発行為(森林以外への用途に用いること)ですか？

伐採する森林は、保安林ですか？普通林ですか？

伐採方法は、皆伐、択伐、間伐のどれですか？

伐採する面積などによって手続きや提出先などが異なります。



* 保安林であり、かつ施業計画がある場合などには2種類の伐採届を提出する必要があります。

* 詳しいことは、最寄りの担当窓口(市町村・県農林事務所)までお問い合わせください！